



水水ポイントってなに？

元気大津づくり活動あなたもはじめてみませんか？

大津町のための
あなたの活動が
ポイントに変わります！

■申し込み・問い合わせ 役場総務課 まちづくり推進室 ☎096(293)3111

「水水ポイント」とは

「水水ポイント」は、「元気大津づくり活動」に応じて付与されるポイントのことです。活用方法が、申請により個人・団体の2種類に分かれており、貯まったポイントを、個人の場合は、町指定ごみ袋との交換や町トレーニングルーム利用のために使用できます。団体活動分は、その団体に助成金として交付することができます。

事前に登録をして、報告書を手にする必要があります。個人、団体で登録が異なりますのでご相談ください。

「元気大津づくり活動」とは

「元気大津づくり活動」は、皆さんが自主的に行う活動のことで「町内で住民が自発的な意志に基づいて、他人または地域社会に貢献する目的を持って『無報酬』で行う行為」をいいます。町の活性化を図り、「元気大津」を創ることを目的としています。水水ポイントに交換可能な活動は次のA～Eと町主催のイベントに参加の6つに分かれています。

A 町の美観を保つ活動

- 道路や公園の草取りをする
- 公共の場所のゴミを拾う
- 道路を清掃する など

B 地域安全活動

- 防災、防犯パトロールをする
- 通学路の安全確保をする
- カーブミラーを磨く など

C 支え愛(あい)活動

- 高齢者の安否の確認
- 子ども食堂の開催
- 近所の高齢者を病院送迎
- 献血をする
- 地域福祉などの座談会の参加 など

D 地域環境活動

- 資源回収をする
- 通勤を車から自転車やバスにする
- 廃食用油を提供する など

E 健康増進活動(以下の5つのみ)

- ウォーキング
- ジョギング
- 体操
- 通いの場づくりへの参加
- 町主催の健康づくり活動への参加

Ex 町主催イベント参加(個人のみ)

- 町主催の健康イベントなどに参加

※対象となるイベントなどは担当課から別途お知らせします。

注 ①他の補助事業と重複はできません。※地域づくり活動支援事業だけは例外です。
②個人と団体の活動分を同時に計上はできません。

平成31年度水水ポイント交換を開始

- 平成31年度(令和元年度)中に行われた「元気大津づくり活動」について「水水」ポイントでの交付を行います。
- 申請窓口 役場総務課 まちづくり推進室
 - 申請期間 5月1日(金)～6月30日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜、祝日除く)
 - 申請書類
 - ☐ 平成31年度元気大津づくり活動報告書(桃色)
 - ☐ 申請に来る人の印鑑(団体の場合のみ)
 - ☐ 代理の人(家族以外の人)が申請する場合は「委任状」

令和2年度活動報告書を送付します

すでにご登録いただいている人と団体代表者には、4月初旬に令和2年度分の活動報告書を送付します。更新の手続きなしに送付するため、登録の解除を希望する場合はご連絡ください。

また、新規登録には申請が必要です。印鑑を持参の上、役場総務課までお越しください。

■問い合わせ 総務課 まちづくり推進室 ☎096(293)3111



下水道事業(公共下水道・農業集落排水)を 地方公営企業会計に移行します

●問い合わせ 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679

町では「地方公営企業」として工業用水道事業を経営しています。令和2年度からは、下水道事業(公共下水道・農業集落排水)についても、健全経営を目指して地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業会計に移行します。



●下水道の役割

各家庭や事業所から出る汚水を浄化センターに運んできれいにします。トイレを水洗化できるのも下水道があるためです。町を清潔に保ち、川や海に戻す水をきれいにすることも役割のひとつです。

●下水道を管理する費用

町の下水道事業に係る費用は主に下水道(農業集落排水)使用料と、新しく下水道(農業集落排水)を利用するときに必要な受益者負担金(受益者分担金)、そして一般会計(税金など)から繰り入れる資金で賄われています。

使用料は、下水道(農業集落排水)を使用する世帯・事業所が負担しています。

●費用負担を公平に

地方公営企業の事業は、基本的に利用者だけがその利益を得ることができます。例えば、下水道を使えるのは下水道が通っている地域の住民だけです。下水道が通っていない地域の住民はそれを使うことができませんし、下水道を使える地域であっても、その使用量は世帯によって異なります。経費のなかには税金によって負担する方が適切なものもありますが、基本的には、住民の皆さんが納める税金を使って下水道を経営すると不公平が生じます。

また、下水道事業では下水道処理施設など多くの資産を管理しています。利用者の皆さんに安定した下水道サービスを提供していくためには経営状況や財政状況を明確にして、適切に管理・運営していくことが重要です。これらを実現するため、町の下水道事業も地方公営企業として企業会計方式に移行します。



下水道事業を企業会計に移行すると



項目	官公庁会計 (これまで)		企業会計 (これから)	変更内容
予 算 区 分	歳入および歳出を区分 現金の収支の事実に基づき、歳入と歳出の2つに区分して整理・集計	➡	損益取引による収支と資本取引による収支を区分 管理運営に係る収支(損益取引)と、施設の整備や建設などに係る収支(資本取引)に区分して整理・集計	管理や営業に係る収支と建設に要する収支を明確に区分することで、経営分析や料金の原価計算がしやすくなります。
経 理 方 法	単式簿記 いわゆる家計簿 現金の出し入れという結果のみをシンプルに記録	➡	複式簿記 取引を原因と結果という2つの側面できとらえ、その原因と結果も同時に記録 資産・負債・資本の増減を管理し、同時に一定期間内の収益と費用を記録	単式簿記では資産情報が欠けているため、正確なコストを把握できませんが、複式簿記では、資産の動きや損益を把握することができ、企業としての経営体質が明らかになります。
経 理 認 識	現金主義 現金収入があった時点、または現金支出があった時点ごとに、現金の動きに基づいて記録	➡	発生主義 現金の収支に関わらず、資産の移動、収益や費用の発生した事実に基づいて記録	現金の収支とは関係なく、債権・債務が発生した時点で費用や収益、あるいは未払金や未収金が記帳され、事業期間の正確な業績が把握できます。